

熊本大学における研究不正の防止等に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和 4 年 6 月 13 日

統括管理責任者決定

熊本大学（以下「本学」という。）では、「国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」第 5 条第 3 項に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の計画を以下のとおり策定し、この計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

1 コンプライアンス教育について

自身を取り扱う研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として、本学の研究費※¹等の運営・管理に関わる全ての構成員※²を対象に、以下の取組みを行う。

- (1) 年 2 回の科研費説明会時開催の公正な研究活動の推進に関する研修 ※学生を除く
- (2) 学外講師等による研修会（年 1 回）
- (3) 「公正研究推進ハンドブック」、「熊本大学における公正な研究活動の推進について」の配付（採用時、入学時）

2 啓発活動について

不正を起こさない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、全ての構成員※²を対象に、以下の取組みを行う。

- (1) 公正研究に関する情報のメール配信（四半期に 1 回程度）※学生を除く
- (2) 構成員の研究倫理に関する意識調査（年 1 回）※学生を除く
- (3) ポータル掲示板、学内 HP 等を活用した啓発資料の掲載、周知（随時）
- (4) 公正研究に関するリーフレット等の配布（随時）
- (5) 公正研究に関する情報の共有・周知（随時）※学生を除く

※¹ 競争的研究費のほか、運営費交付金、寄附金、受託研究費、病院収入等を財源とする研究に係る全ての資金をいう。

※² 役員、国立大学法人熊本大学職員就業規則第 2 条に定める各号の職員及び学生をいう。ただし、物品購入・出張を行わない者、物品請求申請・旅費申請を行わない者、予算管理業務を担当しない者等、明らかに対象とならない者については、各所属部局等の長の裁量により対象外とすることができる。